

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(臨時又は非常勤職員の給与に関する事項) 第25条 臨時又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項は、別に任命権者が定める。	(会計年度任用職員の給与に関する事項) 第25条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年をこえない範囲内において、これを更新することができる。 3 第2条第1号の規定による休職の期間は1年をこえない範囲内において、同条第2号及び第3号の規定による休職の期間は、3年をこえない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。 4 任命権者は、前3項の規定による休職の間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。 5 (略)	(休職の効果) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。 2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。 3 第2条第1号の規定による休職の期間は1年を超えない範囲内において、同条第2号及び第3号の規定による休職の期間は3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について任命権者が定める。 4 任命権者は、前3項の規定による休職の間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。 5 (略)

	<p>6 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項から第3項まで及び第5項の規定の適用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下「任期」という。）」と、第2項中「3年」とあるのは「任期」と、第3項中「1年」とあり、及び「3年」とあるのは「任期」と、第5項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあつては、任期）」とする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例）

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（減給の効果）	（減給の効果）
<p>第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料の月額に教職調整額の月額を加算した額</u>）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定めるところにより算出した報酬の額</u>）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（退職手当の支給）	（退職手当の支給）
<p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で<u>臨時又は非常勤でないもの</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第</p>	<p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員で非常勤でないもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6</p>

28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

- 2 臨時又は非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。)のうち、人事委員会規則で定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) (略)
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の臨時又は非常勤の者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して

第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

- 2 非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。)のうち、人事委員会規則で定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) (略)
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の非常勤の者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超

12月を超える期間勤務したも その職員
となる前の引き続いて勤務した期間
(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は臨時若しくは非常勤の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3～17 (略)

附 則

36 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために

える期間勤務したも その職員となる前
の引き続いて勤務した期間
(失業者の退職手当)

第10条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は非常勤の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1)・(2) (略)

3～17 (略)

附 則

36 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために

必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ

項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であつて、同法第24条の2
内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第
第1項第2号に掲げる者に相当する者として
1項に規定する指導基準に照らして再就職を
人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、
促進するために必要な職業安定法第4条第4
知事が同項に規定する指導基準に照らして再
項に規定する職業指導を行うことが適当であ
就職を促進するために必要な職業安定法第4
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
条第4項に規定する職業指導を行うことが適
当であると認めたものとする。」

必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ

項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域
り就職が困難な者であつて、同法第24条の2
内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第
第1項第2号に掲げる者に相当する者として
1項に規定する指導基準に照らして再就職を
人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、
促進するために必要な職業安定法第4条第4
知事が同項に規定する指導基準に照らして再
項に規定する職業指導を行うことが適当であ
就職を促進するために必要な職業安定法第4
ると認めたもの（アに掲げる者を除く。）
条第4項に規定する職業指導を行うことが適
当であると認めたものとする。」

37 第2条第2項に規定する者以外の非常勤の者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

38 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

<p>(<u>臨時又は非常勤</u>の者に対して支給する旅費)</p> <p>第41条 <u>臨時又は非常勤</u>の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)に対して支給する旅費は、<u>1級の職務にある者に対して支給する旅費の基準の範囲内で任命権者が別に定める。</u></p>	<p>(非常勤の者に対して支給する旅費)</p> <p>第41条 非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)に対して支給する旅費は、<u>常勤の職員の旅費との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>臨時又は非常勤職員</u>の給与に関する事項)</p> <p>第25条 <u>臨時又は非常勤職員</u>(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項は、別に任命権者が定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員</u>の給与に関する事項)</p> <p>第25条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の給与に関する事項は、別に<u>条例</u>で定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>臨時又は非常勤職員</u>の給与に関する事項)</p> <p>第24条 <u>臨時又は非常勤職員</u>(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項は、別に任命権者が定める。</p>	<p>(<u>会計年度任用職員</u>の給与に関する事項)</p> <p>第24条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の給与に関する事項は、別に<u>条例</u>で定める。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>臨時又は非常勤職員</u>の給与)</p> <p>第18条 <u>臨時又は非常勤職員</u>(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第18条 非常勤職員(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年静岡県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業をしている職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第26条 職員（非常勤職員（<u>短時間勤務職員を除く。</u>）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第1項、教職員給与条例第18条第1項又は警察職員給与条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第26条 職員（非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であって、その報酬が時間額で定められている者に限る。</u>）を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条第1項、教職員給与条例第18条第1項又は警察職員給与条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第11条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次</p>

の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(臨時又は非常勤の職員の勤務時間等)

第17条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)～(4) (略)

2・3 (略)

(非常勤の職員の勤務時間等)

第17条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用</u> になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>地方公務員法第22条に規定する条件付採用</u> になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) (略) 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p>第26条 臨時又は非常勤の職員（第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第26条 非常勤の職員（第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与については、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 職員の施行日の前日を含む月以前における改正前の静岡県職員の退職手当に関する条例第2条第2項に規定する臨時又は非常勤の者としての勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に通算するものとする。

(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲</p>	<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)</p> <p>第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲</p>

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
<u>給与条例第25条、教職員給与条例第23条の2第1項、第23条の3第1項及び第25条並びに警察職員給与条例第24条</u>	(略)

2～4 (略)

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	
教職員給与条例第23条の2第1項及び第23条の3第1項	(略)

2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。